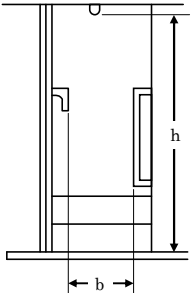
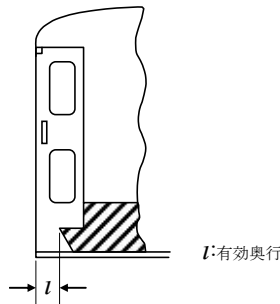


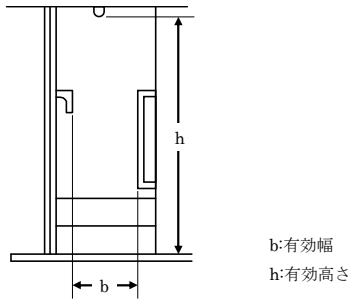
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-50 乗降口 7-50-1 装備要件 (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。 この場合において、客室の乗降口のうち1個は、右側面以外の面に設けなければならない。(保安基準第25条第1項) (2) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車を除く。)及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に1個以上設けなければならない。(保安基準第25条第2項) (3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができる扉を備えなければならない。 ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。 (保安基準第25条第3項) 7-50-2 性能要件 7-50-2-1 視認等による審査 (1) 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第35条第1項関係、細目告示第113条第1項関係) (2) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車及び幼児専用車を除く。)の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であって、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。(保安基準第25条第5項関係、細目告示第35条第2項関係、細目告示第113条第2項関係) ① 乗降口の有効幅は、600mm以上であること。 ② 乗降口の有効高さは、1,600mm(当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上であること。 ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。 (参考図)  b:有効幅 h:有効高さ	8-50 乗降口 8-50-1 装備要件 (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。 この場合において、客室の乗降口のうち1個は、右側面以外の面に設けなければならない。(保安基準第25条第1項) (2) 乗車定員11人以上の自動車(緊急自動車を除く。)及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に1個以上設けなければならない。(保安基準第25条第2項) (3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができる扉を備えなければならない。 ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。 (保安基準第25条第3項) 8-50-2 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車(乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の乗降口に備える扉は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において容易に開放するおそれがない構造でなければならない。(保安基準第25条第4項関係、細目告示第191条第1項関係) (2) 扉の機能及び強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第191条第1項関係)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
③ 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、次に掲げる踏段を備えること。 ア 乗車定員 11 人以上 23 人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量 5t 以下のものにあつては、一段の高さが 120mm 以上 250mm (最下段の踏段にあつては、空車状態において 430mm (車高調節装置を備えた自動車にあつては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において 380mm)) 以下の踏段。 イ アに掲げる自動車以外のものにあつては、一段の高さが 400mm (最下段の踏段にあつては、450mm) 以下の踏段。 ④ 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。 ⑤ ③の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。 (3) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口、運転者室及び客室以外の車室に設けられた開口部であつて、自動車が衝突等による衝撃を受けた場合に乗車人員が車外に投げ出されるおそれがあるもの並びに非常口にあつては、この限りでない。(保安基準第 25 条第 6 項関係、細目告示第 35 条第 3 項関係、細目告示第 113 条第 3 項関係) ① 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあつては、300mm) 以下であり、有効奥行が 200mm 以上である踏段を備えること。 ただし、最下段以外の踏段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。 (参考図)  ② 乗降口及び踏段は、(2) (③を除く。) の基準に準じたものであること。 7-50-2-2 書面等による審査 (1) 自動車(乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-04-S2 の 5.、6. 及び 7. に適	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
合するものでなければならない。 この場合において、扉の構造上、UN R11-04-S2 に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であって、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあつては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4. 及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。 ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。(保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係) (2) 次に掲げる扉は、(1) の「乗降口に備える扉」に該当しないものとする。 ① 乗車人員の乗降のための開口部とは別に物品の積み卸し等のために設けられた開口部に備える扉であつて、1 辺 500mm の立方体が当該開口部を通過できないもの ② 運転者室及び客室から隔壁等により隔たれた場所に設けられた開口部に備える扉。この場合において、次のア及びイに掲げるものは隔壁等とみなすものとする。 ア ノブ及び空錠付きの扉、落とし錠により固定可能な扉、ロック機構付自動開閉式扉 イ 金属製の枠に取付けられた金網、柵、金属製のパイプによる柵等開口部を有するものであつて、1 辺 500mm の立方体が当該開口部を容易に通過できないもの (3) 次に掲げる扉であつてその機能及び強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 113 条第 1 項関係) ① 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉又はこれに準ずる性能を有する扉 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた扉又はこれに準ずる性能を有する扉 ④ ①から③に掲げる扉並びに (1) の基準に適合することを証する書面の提示があつた扉と、ヒンジ及びラッチその他扉の保持構成部品のそれぞれが同一の構造を有するものであつて、開口部への取付強度が同程度以上であると認められるもの (4) 次に掲げる扉は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。 ① FMVSS 206 に適合する装置 ② CMVSS 206 に適合する装置 7-50-3 欠番 7-50-4 適用関係の整理 (1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-50-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係)	8-50-3 欠番 8-50-4 適用関係の整理 7-50-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(2) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-50-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係） (3) 昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、7-50-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係） (4) 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-50-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係） (5) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、7-50-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 24 条第 1 項関係） (6) 平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、7-50-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 24 条第 3 項関係） (7) 平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-50-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。 (8) 次に掲げる自動車については、7-50-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第 24 条第 4 項関係） ① 平成 27 年 1 月 26 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車 ② 平成 30 年 1 月 26 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t を超える自動車 (9) 次に掲げる自動車については、7-50-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第 24 条第 6 項、第 7 項関係） ① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの ア 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (イ) 平成 28 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの ② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t を超えるもの ア 平成 30 年 1 月 26 日以前に製作された自動車 イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車 (イ) 平成 30 年 1 月 27 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの	
7-50-5 従前規定の適用① 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）	
7-50-5-1 装備要件 (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。 (2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に 1 個以上設けなければならない。 (3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。 ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。	
7-50-5-2 性能要件 (1) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。 ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。 ① 乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。 (参考図)	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

② 乗降口に備える階段は、すべり止めを施したものであること。

③ 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（幼児専用車を除く。）の乗降口の有効高さは、1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm）以上であること。ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

また、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

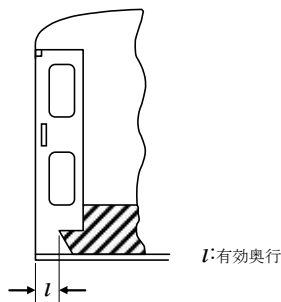
(3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

① 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の階段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行きが 200mm 以上である階段を備えること。

ただし、最下段以外の階段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の階段にあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 200mm あればよい。

(参考図)



② 乗降口及び階段は、(1) の基準に準じたものであること。

7-50-6 従前規定の適用②

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係)

7-50-6-1 装備要件

(1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に 1 個以上設けなければならない。

(3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。

ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

7-50-6-2 性能要件

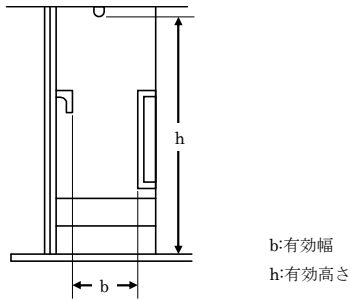
(1) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

① 乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。

(参考図)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

② 乗降口に備える階段は、すべり止めを施したものであること。

③ 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車（幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

① 乗降口の有効高さは、1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm）以上であること。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

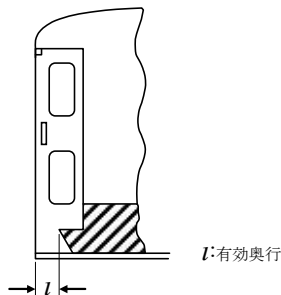
② 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

(3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

① 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の階段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行が 200mm 以上である階段を備えること。

ただし、最下段以外の階段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の階段にあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。（参考図）



② 乗降口及び階段は、(1) の基準に準じたものであること。

7-50-7 従前規定の適用③

昭和 45 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）

7-50-7-1 装備要件

(1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。

(2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に 1 個以上設けなければならない。

(3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができるとびらを備えなければならない。

ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

7-50-7-2 性能要件

7-50-8-2 に同じ。

7-50-8 従前規定の適用④

昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 24 条第 1 項及び第 2 項関係）

7-50-8-1 装備要件

7-50-9-1 に同じ。

7-50-8-2 性能要件

(1) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければなら

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

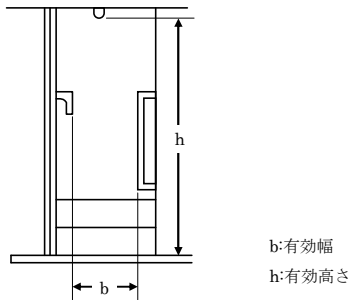
ない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

- ① 乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。
- ② 乗降口の有効高さは、1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm）以上であること。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

(参考図)



- ③ 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm（最下段の階段にあつては、450mm）以下の階段を備えること。
- ④ 乗降口に備える階段は、すべり止めを施したものであること。
- ⑤ ③の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

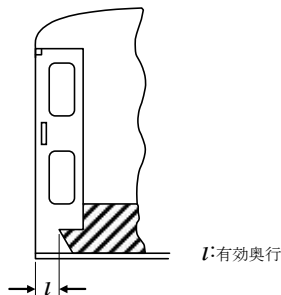
- (2) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

- ① 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の階段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行が 200mm 以上である階段を備えること。

ただし、最下段以外の階段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の階段にあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。

(参考図)



- ② 乗降口及び階段は、(1) (③を除く。)の基準に準じたものであること。

7-50-9 従前規定の適用⑤

平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 1 項関係)

7-50-9-1 装備要件

7-50-10-1 に同じ。

7-50-9-2 性能要件

7-50-9-2-1 視認等による審査

- (1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがない構造でなければならない。
- (2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

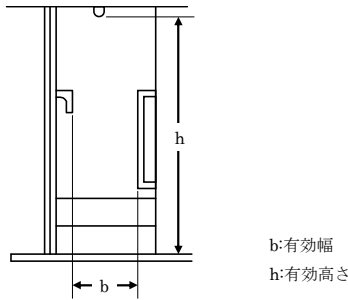
- ① 乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。
- ② 乗降口の有効高さは、1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm）以上であること。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

(参考図)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)



③ 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm (最下段の踏段にあっては、450mm) 以下の踏段を備えること。

④ 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

⑤ ③の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

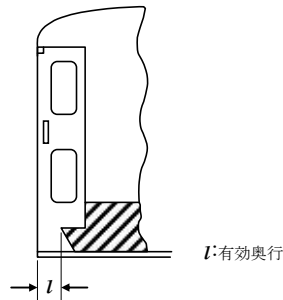
(3) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

① 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm (最下段の踏段にあっては、300mm) 以下であり、有効奥行が 200mm 以上である踏段を備えること。

ただし、最下段以外の踏段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあっては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。

(参考図)



② 乗降口及び踏段は、(2) (③を除く。) の基準に準じたものであること。

7-50-9-2-2 書面等による審査

(1) 自動車 (乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。) の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、技術基準通達別添 29 の 2 「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 次に掲げる扉であつて、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉又はこれに準ずる性能を有する扉

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた扉又はこれに準ずる性能を有する扉

(3) 次に掲げる扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。

① FMVSS 206 に適合する装置

② CMVSS 206 に適合する装置

③ UN R11 に適合する装置

7-50-10 従前規定の適用⑥

平成 24 年 8 月 11 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 3 項関係)

7-50-10-1 装備要件

(1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。

この場合において、客室の乗降口のうち 1 個は、右側面以外の面に設けなければならない。

(2) 乗車定員 11 人以上の自動車 (緊急自動車を除く。) 及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に 1 個以上設けなければならない。

(3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができる扉を備えなければならない。

ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

7-50-10-2 性能要件

7-50-10-2-1 視認等による審査

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

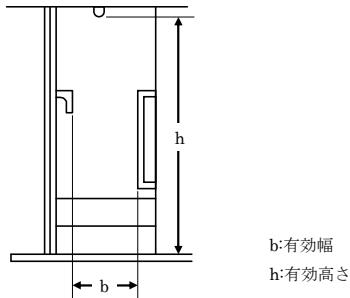
(1) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

- ① 乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。
- ② 乗降口の有効高さは、1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm）以上であること。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

(参考図)



- ③ 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を備えること。
- ④ 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。
- ⑤ ③の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

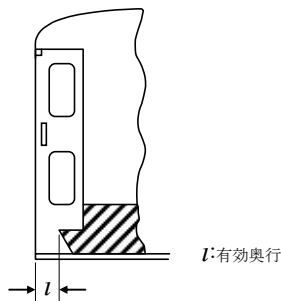
(2) 幼児専用車の乗降口は、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

- ① 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の踏段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行が 200mm 以上である踏段を備えること。

ただし、最下段以外の踏段であつて乗降口の扉のためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の踏段にあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分について、有効奥行が 200mm あればよい。

(参考図)



- ② 乗降口及び踏段は、(1) (③を除く。) の基準に準じたものであること。

7-50-10-2-2 書面等による審査

(1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 19 年 6 月 29 日付け国土交通省告示第 854 号による改正前の細目告示別添 36「とびらの開放防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。

(2) 次に掲げる扉であつて、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉又はこれに準ずる性能を有する扉
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた扉又はこれに準ずる性能を有する扉

(3) 次に掲げる扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。

- ① FMVSS 206 に適合する装置
- ② CMVSS 206 に適合する装置
- ③ UN R11 に適合する装置

7-50-11 従前規定の適用⑦

平成 26 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

5 項関係)

7-50-11-1 装備要件

- (1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。
この場合において、客室の乗降口のうち1個は、右側面以外の面に設けなければならない。
- (2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に1個以上設けなければならない。
- (3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができる扉を備えなければならない。
ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

7-50-11-2 性能要件

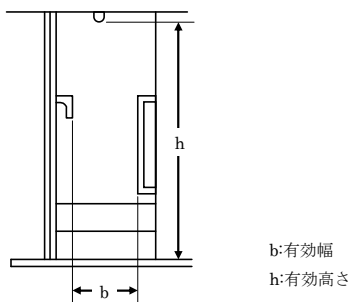
7-50-11-2-1 視認等による審査

- (1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉は、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。
- (2) 乗車定員 11 人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

- ① 乗降口の有効幅は、600mm 以上であること。
- ② 乗降口の有効高さは、1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が 2m 未満である場合は、1,200mm）以上であること。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

(参考図)



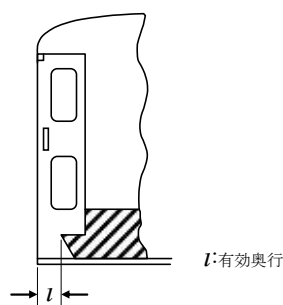
- ③ 空車状態において床面の高さが地上 450mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 400mm（最下段の階段にあつては、450mm）以下の階段を備えること。
- ④ 乗降口に備える階段は、すべり止めを施したものであること。
- ⑤ ③の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。
- (3) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

- ① 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の階段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行が 200mm 以上である階段を備えること。

ただし、最下段以外の階段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の階段にあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。

(参考図)



- ② 乗降口及び階段は、(2) (③を除く。) の基準に準じたものであること。

7-50-11-2-2 書面等による審査

- (1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなけれ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

ばならない。

(2) 次に掲げる扉であってその機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉又はこれに準ずる性能を有する扉
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた扉又はこれに準ずる性能を有する扉
- ④ ①から③に掲げる扉並びに(1)の基準に適合することを証する書面の提示があった扉と、ヒンジ及びラッチその他扉の保持構成部品のそれぞれが同一の構造を有するものであって、開口部への取付強度が同程度以上であると認められるもの

(3) 次に掲げる扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。

- ① FMVSS 206に適合する装置
- ② CMVSS 206に適合する装置

7-50-12 従前規定の適用⑧

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第24条第4項関係)

- ① 平成27年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車
- ② 平成30年1月26日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5tを超える自動車

7-50-12-1 装備要件

(1) 運転者室及び客室には、乗降口を設けなければならない。

この場合において、客室の乗降口のうち1個は、右側面以外の面に設けなければならない。

(2) 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその左側面に1個以上設けなければならない。

(3) 客室の乗降口には、確実に閉じることができる扉を備えなければならない。

ただし、鎖、ロープ等乗車している者が走行中に転落することを防止する装置を備えた場合は、この限りでない。

7-50-12-2 性能要件

7-50-12-2-1 視認等による審査

(1) 自動車の乗降口に備える扉は、確実に閉じることができるものであり、かつ、自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備えるものにあつては、閉鎖している状態を保持するための装置を備えているものであること。

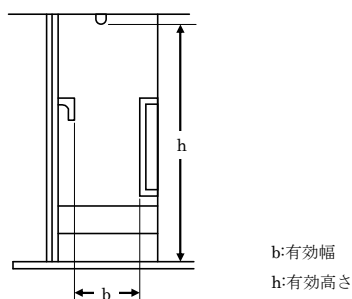
(2) 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車及び幼児専用車を除く。）の乗降口は、安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

- ① 乗降口の有効幅は、600mm以上であること。
- ② 乗降口の有効高さは、1,600mm（当該通路に係る全ての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上であること。

ただし、当該乗降口とは別に設ける乗降口であつて、専ら車いすを使用している者の利用に供するものにあつては、この限りでない。

(参考図)



③ 空車状態において床面の高さが地上450mmを超える自動車の乗降口には、次に掲げる踏段を備えること。

ア 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5t以下のものにあつては、一段の高さが120mm以上250mm（最下段の踏段にあつては、空車状態において430mm（車高調節装置を備えた自動車にあつては、その床面の高さを最も低くした状態であり、かつ、空車状態において380mm）以下の踏段。

イ アに掲げる自動車以外のものにあつては、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段。

④ 乗降口に備える踏段は、すべり止めを施したものであること。

⑤ ③の乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手を備えること。

(3) 幼児専用車の乗降口は、幼児による安全な乗降ができるものとして大きさ、構造等に関し、視認等その他適切な方法によ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

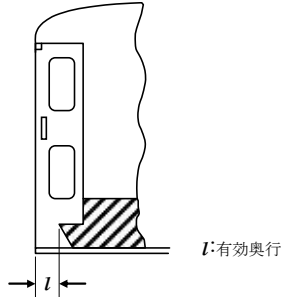
り審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口にあつては、この限りでない。

- ① 空車状態において床面の高さが地上 300mm を超える自動車の乗降口には、一段の高さが 200mm（最下段の階段にあつては、300mm）以下であり、有効奥行が 200mm 以上である階段を備えること。

ただし、最下段以外の階段であつて乗降口のとびらのためやむをえないもの又は理事長がやむをえないものとして指定した自動車の階段にあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行が 200mm あればよい。

(参考図)



- ② 乗降口及び階段は、(2) (③を除く。)の基準に準じたものであること。

7-50-12-2-2 書面等による審査

- (1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S2 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

- (2) 次に掲げる扉であつてその機能、強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉又はこれに準ずる性能を有する扉
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた扉又はこれに準ずる性能を有する扉
- ④ ①から③に掲げる扉並びに (1) の基準に適合することを証する書面の提示があつた扉と、ヒンジ及びラッチその他扉の保持構成部品のそれぞれが同一の構造を有するものであつて、開口部への取付強度が同程度以上であると認められるもの

- (3) 次に掲げる扉は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。

- ① FMVSS 206 に適合する装置
- ② CMVSS 206 に適合する装置

7-50-13 従前規定の適用⑨

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 24 条第 6 項、第 7 項関係)

- ① 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの

ア 平成 28 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

イ 平成 28 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

(7) 平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

(4) 平成 28 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 28 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの

- ② 次に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるもの

ア 平成 30 年 1 月 26 日以前に製作された自動車

イ 平成 30 年 1 月 27 日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

(7) 平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車

(4) 平成 30 年 1 月 27 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成 30 年 1 月 26 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車と乗降口の扉の開放防止に係る性能が同一であるもの

7-50-13-1 装備要件

7-50-1 に同じ。

7-50-13-2 性能要件

7-50-13-2-1 視認等による審査

7-50-2-1 に同じ。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7-50-13-2-2 書面等による審査

- (1) 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉のうち特殊扉以外のものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、容易に開放するおそれがないものとして構造に関し、UN R11-03-S3 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、扉の構造上、UN R11-03-S3 に定めるヒンジ又はラッチシステムを取付けることができない扉であつて、油圧、電気等の動力により運転者席において開閉動作を行うことができ、かつ、原動機の操作装置が作動の位置にある場合に運転者席の運転者に扉が開放していることを視覚的に警告する装置及び走行中の扉の開放を防止できる装置を備えたものにあっては、UN R11-03-S3 の 6.2.3.、6.2.4. 及び 7.2.2. に定める基準に適合するものであればよい。

ただし、UN R11-03-S3 附則 6 に定める加圧プレートの配置は、試験条件が最も不利になる扉の端部及びそれと対をなす端部の組合せであること。（保安基準第 25 条第 4 項関係、細目告示第 35 条第 1 項関係、細目告示第 113 条第 1 項関係）

- (2) 次に掲げる扉は、(1) の「乗降口に備える扉」に該当しないものとする。

- ① 乗車人員の乗降のための開口部とは別に物品の積み卸し等のために設けられた開口部に備える扉であつて、1 辺 500mm の立方体が当該開口部を通過できないもの
- ② 運転者室及び客室から隔壁等により隔たれた場所に設けられた開口部に備える扉。この場合において、次のア及びイに掲げるものは隔壁等とみなすものとする。
 - ア ノブ及び空錠付きの扉、落とし錠により固定可能な扉、ロック機構付自動開閉式扉
 - イ 金属製の枠に取付けられた金網、棚、金属製のパイプによる柵等開口部を有するものであつて、1 辺 500mm の立方体が当該開口部を容易に通過できないもの

- (3) 次に掲げる扉であつてその機能及び強度を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 113 条第 1 項関係）

- ① 指定自動車等に備えられている扉と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた扉
- ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉又はこれに準ずる性能を有する扉
- ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた扉又はこれに準ずる性能を有する扉
- ④ ①から③に掲げる扉並びに (1) の基準に適合することを証する書面の提示があつた扉と、ヒンジ及びラッチその他扉の保持構成部品のそれぞれが同一の構造を有するものであつて、開口部への取付強度が同程度以上であると認められるもの

- (4) 次に掲げる扉は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する扉」とする。

- ① FMVSS 206 に適合する装置
- ② CMVSS 206 に適合する装置